

児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費の精算が過大

27件 不当金額(支出) 8651万円
(前年度 31件 5505万円)

1 負担金の概要

児童保護費等負担金（保育所運営費国庫負担金に係る分及び児童入所施設措置費等国庫負担金に係る分）は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を、社会福祉法人等が設置する保育所（以下「民間保育所」という。）に委託した市町村（特別区を含む。）に対して、その委託に要した費用（以下「保育所運営費」という。）及び児童相談所長が養育・保護を必要とする児童等を児童入所施設に措置した場合等に都道府県及び市町村が支弁した費用（以下「児童入所施設措置費」という。）の一部を国が負担するものである。

この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}}$$

$$\boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率 } 1/2} = \boxed{\text{交付額}}$$

- ① 費用の額は、保育所運営費については、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。また、児童入所施設措置費については、児童入所施設等の所在地域、入所定員等の別に1人当たり月額で定められている保護単価に、各月の定員、措置人員数等を乗ずるなどして算出した年間の額による。

これら保育単価又は保護単価については、民間施設給与等改善費として、当該民間保育所又は民間児童入所施設等の常勤職員の平均勤続年数に応じた額を加算して、さらに、入所児童（者）処遇特別加算費として、非常勤職員が一定の要件を満たした場合、年間総雇用時間数の区分ごとに設定された額を加算している。

- ② 徴収金の額は、保育所運営費については、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、また、児童入所施設措置費については、前年分の所得税額又は当該年度分の市町村民税の賦課状況等に応じて、それぞれ階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。

2 検査の結果

会計実地検査を行ったところ、13都府県の27事業主体では、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価等の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。このため国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金86,517,992円が不当と認められる。

これを部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

(単位：千円)

部局等	事業主体	年 度	国 庫 負 担 対象事業費	左に対する 国庫負担金 交 付 額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金 交 付 額	摘 要
千 葉 県	市 川 市	20、21	2,625,508	1,312,754	1,927	963	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたもの
同	八千代市	21	518,383	259,191	1,443	721	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
東 京 都	町 田 市	20、21	4,283,482	2,141,741	4,325	2,162	保育単価の適用を 誤っていたもの
神奈川県	横 浜 市	18～21	53,474,041	26,737,020	19,358	9,679	保育単価の適用を 誤っていたものな ど
長 野 県	長 野 県	17～20	10,914,237	5,457,118	5,582	2,791	保護単価の適用を 誤っていたもの
三 重 県	名 張 市	20、21	102,726	51,363	3,374	1,687	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
同	尾 鷲 市	20、21	494,132	247,066	2,840	1,420	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたものなど
滋 賀 県	近江八幡市	18～21	1,349,285	674,642	6,448	3,224	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
大 阪 府	大 阪 府	21	6,491,479	3,245,739	1,841	920	保護単価の適用を 誤っていたもの
同	大 阪 市	19～21	16,331,806	8,165,903	3,803	1,901	保護単価の適用を 誤っていたものな ど
同	岸和田市	18、20 21	3,756,527	1,878,263	2,274	1,137	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たものなど
兵 庫 県	姫 路 市	18～21	10,541,305	5,270,652	12,206	6,103	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたもの
同	尼 崎 市	18～21	12,431,706	6,215,853	10,785	5,392	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
同	三 木 市	20、21	1,042,088	521,044	5,489	2,744	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたものなど
同	加 古 郡 播 磨 町	18～21	868,839	434,419	7,318	3,659	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たものなど
鳥 取 県	鳥 取 市	19～21	2,853,547	1,426,773	6,130	3,065	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたもの
同	倉 吉 市	20、21	1,280,858	640,429	2,985	1,492	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの

(単位：千円)

部局等	事業主体	年 度	国 庫 負 担 対象事業費	左に対する 国庫負担金 交 付 額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金 交 付 額	摘 要
広島県	広島市	20、21	9,756,252	4,878,126	3,370	1,685	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
同	呉市	20、21	2,348,275	1,174,137	1,799	899	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たものなど
山口県	宇部市	19～21	3,537,013	1,768,506	2,807	1,403	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
同	防府市	16～21	5,781,364	2,890,682	25,700	12,850	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたものなど
同	山陽小野 田市	20、21	1,179,984	589,992	4,031	2,015	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
福岡県	北九州市	19～21	24,388,540	12,194,270	14,689	7,344	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたもの
同	田川市	17～21	4,793,426	2,396,713	10,496	5,248	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたものなど
大分県	別府市	18～21	4,363,633	2,181,816	7,480	3,740	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
同	日田市	21	854,430	427,215	1,881	940	扶養義務者の所得 税額等を誤認して いたもの
同	由布市	21	503,083	251,541	2,645	1,322	扶養義務者の所得 税額を誤認してい たもの
計			186,865,963	93,432,981	173,035	86,517	